

4 新型コロナウイルス感染症対策について

●新型コロナウイルス感染症の法的位置付け

【感染症法上の位置付け】

新型コロナウイルス感染症については、令和2年2月1日、感染症法の指定感染症に政令で指定して対策を講じているところ、指定期限を本年1月31日から1年間延長したところであるが、今後は期限の定めなく必要な対策を講じられるよう、「新型インフルエンザ等感染症」に「新型コロナウイルス感染症」及び「再興型コロナウイルス感染症」を追加することにより、感染症法における法的位置付けについては、「指定感染症」から「新型インフルエンザ等感染症」に変更されることとなる。

【施行日】

令和3年2月7日施行

●県・管内感染者発生状況

【鹿児島県】

・感染者数：1,758名(死亡：26名)

【名瀬・徳之島管内】

・名瀬保健所管内：奄美市(28名)、瀬戸内町(9名)、喜界町(3名)、龍郷町(1名) 計41名

・徳之島保健所管内：与論町(112名)、徳之島町(49名)、伊仙町(12名)、天城町(4名)
和泊町(3名)、知名町(1名) 計181名

●患者受入機関及び患者搬送状況

【受入医療機関等】

① 入院医療機関(第2種感染症指定医療機関：県立大島病院)

⇒名瀬保健所管内：感染症病床(4床)、結核病床(15床) 計19床

⇒徳之島保健所管内：結核病床(2床)、モデル病床(1床) 計3床

② 宿泊療養施設

⇒名瀬保健所管内：1カ所

⇒徳之島保健所管内：なし

【患者搬送】

⇒島内搬送：原則保健所で患者搬送、医療措置(酸素吸入等)が必要な場合、消防組合へ依頼

⇒島外搬送：自衛ヘリ、海上保安部サーブ機等の協力により鹿児島本土へ搬送

●管内対応マニュアルの作成

【目的】

昨年、名瀬・徳之島保健所管内における新型インフルエンザ等対策行動計画を見直し、国、県の発生段階及び状態ごとの保健所対応の追記や危機管理組織体制の再検討を行い、令和元年3月25日策定。

新型コロナウイルスの発生における疫学調査や離島間での患者搬送、検体の搬送手順等の統一化を図るとともに感染法上での一部改正に伴う管内マニュアル作成

【内容】

⇒患者発生時からの①受診、②診断・検査、③届出、④疫学調査・濃厚接触者の決定、⑤行政検査・検体搬送、⑥入院・患者搬送の項目を設け、様式、手順、各関係機関との連絡等を記載